

復興まちづくりにかかる発災後の都市計画事務手引き 【概要版】

作成の背景、目的

- 都市政策課においては、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」の策定(H28)、事前復興に関する講演会、市町職員向け研修などの復興事前準備の取組を進めているところです。
- 市町職員からは、研修を通して復興事前準備の必要性は理解できたが、事前に復興まちづくり計画を作るための人員や予算がないことや発災後の具体的な手続きを示してほしい、という意見をいただいている。
- 他県では、南海トラフ地震発災後の復興まちづくりを進めるための具体的な流れや手続きを示したマニュアルがありますが、本県では作成できていません。
- 復興事前準備の取組を加速させ、南海トラフ地震発災後の復興まちづくりを速やかに行うため、**都市地域における**具体的な手続きの流れや様式を示した「**復興まちづくりにかかる発災時の都市計画事務手引き**」を作成します。



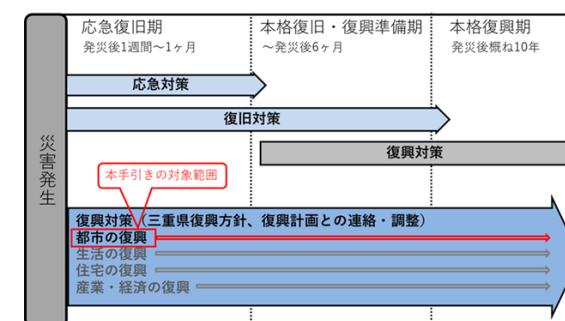
R5研修の様子(模擬演習)



復興事前準備の取組が加速

対象範囲と構成

- 復興対策は主に「都市の復興」、「生活の復興」、「住宅の復興」、「産業・経済の復興」により構成されますが、本手引きは再建の基盤となる「**都市の復興**」を対象としています。
- 本手引きは、**都市地域を復興**するための建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法等に基づく建築制限の手続きや、復興まちづくり基本方針・計画策定の方法について示しています。



[手引きの対象範囲]

第1章 手引きの概要

- 目的・・・発災後の迅速な手続き
- 対象範囲・・・都市(市街地)の復興が対象
- 構成・・・発災から6ヶ月までの復興プロセス

第2章 発災時の初動対応

(初動対応：発災後3日までを目標に対応)

- 初動体制の確立
- 被災情報の収集
- 復興まちづくり手続きの手順確認

第3章 第一次建築制限

(発災後4日～14日以内を目標に指定)

- 家屋被害概況の調査
- 復興地区区分の検討
- 復興まちづくり基本方針の策定と公表
- 第一次建築制限区域(案)の申出
- 第一次建築制限(建築基準法84条)の指定手続き

第4章 第二次建築制限

(発災後15日から2ヶ月以内を目標に決定)

- 家屋被害状況の調査
- 復興まちづくり基本計画(骨子案)の策定と公表
- 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

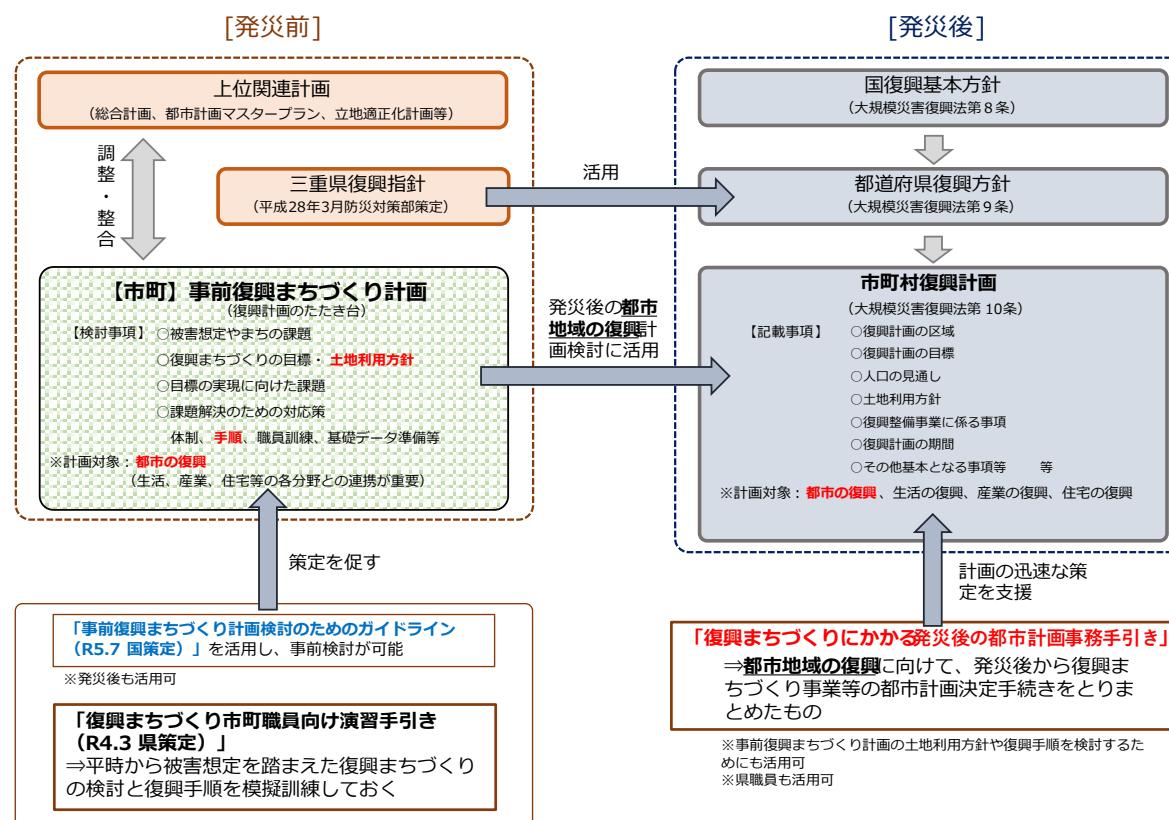
第5章 復興まちづくり事業等の都市計画決定

(発災後2ヶ月目から6ヶ月以内を目標に決定)

- 復興まちづくり基本計画の策定と公表
- 復興まちづくり事業等の都市計画決定
- 復興まちづくり事業の推進

[手引きの構成]

手引きの位置づけ



期待される効果

- 本事務手引き作成により期待される効果

- 発災時の復興まちづくりに関する手続きの迅速化が図れる。
- 手続きの迅速化により短縮された時間を、復興計画策定のために使うことができ、計画策定の迅速化が図れる。
- 発災時の考え方を事前に検討しておくことで、事前復興まちづくり計画策定に活用することができる。

波及効果
早期の都市復興により、人口流出の抑制が可能になり、持続可能なまちづくりにつながる